



平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第44準備書面
(弁済の抗弁)

2014(平成26)年12月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

第1 はじめに

本準備書面は、被告東電の平成26年10月31日付準備書面(17)について、具体的な金額の認否をする前に、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償に関して確認を求めるものである。

第2 自主的避難等対象者に対する賠償に関する被告東電の主張

被告東電は、上記準備書面(17)の3項において、自主的避難等対象者に対する賠償に関し、被告東電の準備書面(4)66頁を引用しており、その主張の趣旨は以下の表のとおりである。

<被告東電の主張>

	本件事故発生から平成23年12月末		平成24年1月から平成24年8月末	
	大人	18歳以下及び妊娠中の女性	大人	18歳以下及び妊娠中の女性
精神的損害 (生活費の増加費用含む)	8万円 (本件事故当初の損害として)	40万円 (実際に自主避難を行った者に対して下記の20万円を追加)		8万円
その他費用		20万円	4万円	4万円

第3 原紛センターにおける整理

被告東電の上記整理は、独自のものである。原紛センターでは、自主的避難等対象者に対する賠償については、實際上以下のように整理されており、和解成立事例は基本的にこれに添っている。

被告東電は、これに添って主張を修正されたい。

<原紛センターの整理>

	本件事故発生から平成23年12月末		平成24年1月から平成24年8月末	
	大人	18歳以下及び妊娠中の女性	大人	18歳以下及び妊娠中の女性
精神的損害	4万円	20万円		
生活費の増加費用、移動費用、その他費用	4万円	40万円	4万円	12万円

以上